

幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第2条の3）
- 第2章 編制（第3条 - 第6条）
- 第3章 施設及び設備等（第7条 - 第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）

第2条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

（自己評価等）

第2条の2 幼稚園は、その教育水準の向上を図り、当該幼稚園の目的を実現するため、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第2条の3 幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第2章 編制

（1学級の幼児数）

第3条 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

（学級の編制）

第4条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

（教職員）

第5条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭1人を置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもってこれに代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあっては、前2項の規定により置く教諭、助教諭又は講師のほか、教頭、教諭、助教諭又は講師1人を置くことを原則とする。

第6条 幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第3章 施設及び設備等

(一般的基準)

第7条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備等は、指導上、保健衛生上及び管理上適切なものでなければならない。

(園地、園舎及び運動場)

第8条 園舎は、2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第1階に置かななければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第2階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内にあることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第9条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 保育室

(3) 遊戯室

(4) 保健室

(5) 便所

(6) 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

2 保育室の数は、学級数を下ってはならない。

3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第10条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上及び保健衛生上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第11条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 幼児清浄用設備

(5) 給食施設

(6) 図書室

(7) 会議室

(他の施設及び設備等の使用)

第12条 幼稚園の施設及び設備等(保育室を除く。)の一部は、特別の事情があるときは、教育上支障のない限り、他の学校等の施設又は設備等を使用することができる。

附 則〔抄〕

- 1 この省令は、昭和32年2月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定により置かなければならない教諭のうち、専任の助教諭又は講師をもって代えることができる範囲については、同条第2項の規定にかかわらず、昭和49年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 園地、園舎及び運動場の面積は、第8条第3項の規定に基づき別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第1及び第2に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。

附 則〔平成7年2月8日文部省令第1号〕

- 1 この省令は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際現に存する幼稚園については、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成14年3月29日文部科学省令第17号〕

(施行期日)

- 1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。
- (学校教育法施行規則の一部改正)
- 2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を次のように改正する。
第74条中「事項は、」の下に「この章に定めるもののほか、」を加える。

別表第1(園舎の面積)

学級数	1学級	2学級以上
面 積	180平方メートル	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

別表第2(運動場の面積)

学級数	2学級以下	3学級以上
面 積	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル